

# 競技規定

平成 27 年 1 月 1 日改訂

日本プロフェッショナルダンススポーツ協会 西部総局(JPDSA)

## 競 技 規 定

平成 16 年 1 月 1 日改訂

平成 21 年 1 月 1 日改訂

平成 22 年 1 月 1 日改訂

平成 25 年 1 月 1 日改訂

平成 27 年 1 月 1 日改訂

平成 29 年 1 月 1 日改訂

平成 30 年 1 月 1 日改訂

### 第 1 章 総 則

- 1, 本規定は、本総局が主催又は公認する競技会を、公平且つ合理的に運営するを目的として規定する。
- 2, 競技は、プロフェッショナル、アマチュアの登録選手、未登録のアマチュア選手（ノービス・社会人等）の別に行うものとする。
- 3, 競技は、登録級別に行うものと、級別に行なわないもの（オープン戦）に分けられる。

- 4, 登録選手の登録は、スタンダード・ラテンの二部門に区別し、それぞれA、B、C、D四階級の級位とし、D級からA級へ進むを原則とする。
- 5, プロ選手の級位の認定は、経過年度毎審査会で決定する。
- 6, 本規定の運用についての審議並びに改訂は審査会において行う。但し、アマチュア登録選手はすべてJDSF（社団法人日本ダンススポーツ連盟）の規定に基づく。
- 7, 本規定の定める経過年度は1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第2章 登録規定

- 1, 級位の認定を受けている選手は、経過年度毎その部門別に所定の選手登録を行わなければならない。
- 2, 本総局に登録したプロ選手は必ず選手会にも入会し、総局との協定を遵守すると共に決して他組織との重複登録を行ってはならない。又、これに違反したときは直ちに登録を抹消する。但し本総局の承認する団体はその限りではない。

## 第3章 出場規定

- 1, プロ選手は、自己の所属する選手会を通じて競技会への出場の申し込みをしなければならない。登録選手以外の出場は都度主催者の指示により申し込みを行う。
- 2, プロ選手は本総局の承認する以外の競技会に出場してはならない。本項の規定に反して出場した場合、本規定の定める昇降級規定の適用はない。
- 3, プロ選手は、原則として本総局の主催競技大会の登録自己級（B級は自己級の実施されないときのオープン戦を含む）すべてに出場の義務を有する。
- 4, 競技会に出場するためには、主催者の定める出場料を納入しなければならない。

- 5, 出場の申し込みは、所定の期日を遵守し、やむを得ない理由により出場できなくなったときは、速やかにその旨主催者に届け出るものとする。
- 6, ホームページにアップ後にキャンセルしたとき、締切時刻に遅れたときは棄権とみなし、納入した出場料は返戻しない。

## 第4章 昇級規定

- 1, 昇級は、それぞれの競技会において、決勝に勝ち残った者を有資格者とし、スタンダード・ラテン両部門共、その種目の数に関係なく、1～6位入賞に対する得点を次のとおりとする。両部門共、各級の昇級に要する得点を年間でスタンダードはB級からA級昇級は35点、C級からB級は20点、D級からC級は10点、ラテンはB級からA級昇級は20点、C級からB級、D級からC級は10点と定める。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位
得点	10	8	6	4	2	1

- 2, 参加数が12組に満たないときは、上記規定1の得点を次のように定める。

参加組数	11組	10組	9組	8組	7組	6組	5組以下
得点	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%

- 3, 混合級戦及び上位級挑戦において、下位級者が決勝に勝ち残ったときは、規定の得点に次の得点が加算される。

上位級出場組数	8組以上	7組	6組	5組	4組	3組以下
得点	5	4	3	2	1	0

4, 次の各項に該当したときは、審査会に諮り特別昇級を認める場合がある。

- a. オープン戦において、C級以下の選手が決勝に勝ち残ったとき。
- b. 混合級戦並びに上位級挑戦において、下位級者が優勝したとき。

但し、いずれも上位級者の出場組数を考慮して決定する。

5, 総局経過年度内に、西部総局主催競技会において、登録自己級の出場回数が過半数に達し得なかったときは、昇級の対象にならない。

6, すべての昇級は、総局経過年度終了後審査会に諮り決定する。

## 第5章 降 級 規 定

1, 次の各項に該当したときは、降級の対象となる。

- a. 総局経過年度内に、西部総局主催競技会において、登録自己級の出場回数が過半数に達し得なかったとき。
- b. 総局経過年度に、選手登録を怠り、且つ選手会年会費未納のとき。
- c. 総局経過年度内に、総局主催競技会において、各級別に次の要件に該当したとき。

---

A級 → B級 自己級並びにオープン戦において、A級登録選手の出場組数が12組以上の場合は9位以内。A級登録選手の出場組数が11組未満の場合は70%以内（端数は切上げ）を年度内に1度も進出し得なかったとき。（同点も可）

---

B級 → C級 自己級、もしくはオープン戦において、出場組数が12組以上の場合は9位以内。出場組数が11組未満の場合は70%以内（端数は切上げ）を年度内に1度も進出し得なかったとき。

---

C級 → D級 自己級、もしくは上位級との混合級戦において、出場組数が13組以上の場合は12位以内。出場組数が12組未満の場合は最下位一つ上以内を年度内に1度も進出し得なかったとき。

---

- 2, 本総局登録選手にして、何らかの選手権保持者（チャンピオン）に限り、降級の対象とならない。

その他、次の各項に該当する事項についても、本総局に届を提出し、審査会の承認を得たときは降級の対象としない。

※ 海外留学6か月以上

※ パートナーの産休

※ 自己及び身体的故障等で出場不可なとき（診断書要）

- 3, 競技成績結果が昇級規定と降級規定の両方に関わった場合には、降級規定を優先する。

- 4, すべての降級は、総局経過年度内終了後審査会に諮り決定する。

## 第6章 その他

- 1, 競技会における服装は、スタンダード部門は正装とし、ラテン部門は自由とする。

- 2, 1競技会において、リーダーは二人以上のパートナーと、パートナーは二人以上のリーダーと出場することはできない。

3, その他、パートナーに関する規定、プロ・アマ転向規定、引退規定等についてはその必要に応じ、審査会において決定する。

4, この規定は、平成 29 年 1 月 1 日より施行する。

#### [ 附 則 ]

本総局が認定した他総局、又は他団体競技会に出場せんとする選手に対する昇降級の措置を次のとおり定める。

- 1, 総局主催年間出場義務の競技回数に加えない。
- 2, 成績・順位等については総局競技会に準じ、得点あれば加算する。
- 3, 国外及び他団体競技会については、近年さまざまな多様化の傾向が強く見られるので、これに出場せんとする選手は必ず総局に届け出てその認定に従うものとする。

本附則は平成25年1月1日より実施するものとする。

#### 競技の成立

※ 競技は、3組以上のエントリーを要するものとし、

なお、競技成立には、出場組数最低2組を要する。

競技の成立は、平成29年3月1日より実施するものとする。